

事例番号:360298

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第1子(妊娠中のA児)

妊娠26週5日 胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術の適応についての診察のため紹介元分娩機関に入院、超音波断層法でA児に羊水過多、B児に羊水過少を認め、双胎間輸血症候群(Quintero 分類 Stage I)と診断

妊娠27週2日 子宮頸管熟化進行のため母体搬送により当該分娩機関に入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠28週1日

10:32 双胎間輸血症候群 stage I の診断で帝王切開により第1子娩出
第2子娩出、骨盤位

胎児付属物所見 ミルクテストで胎盤の血管吻合(動脈-静脈吻合4本、動脈-動脈吻合2本)あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:28週1日

(2) 出生時体重:1000g 台

(3) 臍帯静脈血ガス分析:pH 7.41、BE 1.4mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分1点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 急性心不全
- (7) 頭部画像所見:
生後65日 頭部MRIで脳室拡大、左優位に白質嚢胞変性を認める

6) 診療体制等に関する情報

<紹介元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医8名
看護スタッフ:助産師2名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名、小児科医3名、麻酔科医2名
看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、双胎間輸血症候群に起因した血流の不均衡により胎児の脳の虚血を生じ、破壊性病変(白質嚢胞変性)を発症したことでありと考える。
- (2) 双胎間輸血症候群の発症時期は、妊娠26週4日から妊娠26週5日までの間と考えるが、胎児の脳の虚血の発症時期については特定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が破壊性病変(白質嚢胞変性)発症の背景因子であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 紹介元分娩機関において selective IUGR(一児発育不全)type 1、TAFD(双

胎間羊水不均衡)の診断で妊娠 17 週 5 日に入院管理としたことは一般的である。

- (2) 紹介元分娩機関における入院中の管理(超音波断層法、分娩監視装置装着等)、妊娠 19 週 6 日に退院とし外来経過観察としたこと、およびその後の外来管理(週 2 回の診察、妊娠 24 週 4 日分娩管理のための当該分娩機関への紹介)は、いずれも一般的である。
- (3) 妊娠 24 週 5 日当該分娩機関受診時の対応(超音波断層法、分娩監視装置装着、子宮収縮抑制薬投与)、および受血児に軽度心嚢水が認められたため妊娠 25 週 2 日に再度入院としたことは、いずれも一般的である。
- (4) 妊娠 25 週 2 日から妊娠 26 週 5 日までの当該分娩機関における入院中の管理[超音波断層法、分娩監視装置装着、FLP(胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術)の適応についての診察のため妊娠 26 週 5 日に紹介元分娩機関への母体搬送]は一般的である。
- (5) 妊娠 26 週 5 日から妊娠 27 週 2 日までの紹介元分娩機関における入院中の管理(超音波断層法、分娩監視装置装着、治療法についての説明、羊水除去、子宮収縮抑制薬投与、妊娠 27 週 2 日に子宮頸管熟化進行したため FLP や羊水除去は行わず当該分娩機関へ母体搬送としたこと)は一般的である。
- (6) 妊娠 27 週 2 日、当該分娩機関における入院後の管理[超音波断層法、分娩監視装置装着、子宮収縮抑制薬投与、合成副腎皮質ホルモン剤投与(2 日間)等]は一般的である
- (7) 妊娠 28 週 0 日に双胎間輸血症候群 stage I の診断で、妊娠 28 週 1 日に帝王切開による妊娠帰結の方針としたことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 28 週 1 日に双胎間輸血症候群 stage I の診断で帝王切開による妊娠帰結を実施したことは一般的である。
- (2) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

双胎間輸血症候群の原因究明と予防・治療に対する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。